

2018年4月6日

債権者各位

〒100-8124  
東京都千代田区大手町一丁目1番2号  
大手門タワー  
西村あさひ法律事務所

弁護士 福岡 真之介

同 菅野 百合

Tel 03-6250-6200

Fax 03-6250-7200



### ご協力をお願い

謹 啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

当職らは、株式会社 MTGOX(以下「MTGOX」といいます。)の債権者のうち、主要債権者に本書をお送りしております。弊事務所の詳細につきましては、以下のサイトをご覧ください。

■ 西村あさひ法律事務所：<https://www.jurists.co.jp/>

当職らは、MTGOX の債権者を代理して、2017年11月24日、東京地方裁判所に対し、MTGOX に対する民事再生手続開始の申立てを行いました。MTGOX の破産手続開始決定がなされて既に4年程経過しましたが、未だに破産債権者に対して何らの配当がされず、破産債権者の不満が高まっているものと思料します。また、MTGOX の破産管財人である小林信明弁護士は、ビットコインの価格は破産手続開始決定時の取引価格で算定することとなり(1ビットコインあたり約5万円)、破産債権者への配当後の残余財産はMTGOX の株主に分配されとの意見を表明しました。このような事態は到底受け入れられるものではありません。そこで、当職らは、クライアントからの依頼を受け、MTGOX の財産が株主に渡ることを阻止し、あくまでビットコイン債権者に享受させるべく、前述の再生手続開始申立てを行った次第です。その他、再生手続を用いることで、たとえばビットコインを換価することなくビットコインを分配することで弁済とするといった方法も可能となります。詳細につきましては、当職らが運営しているホームページを是非ご覧ください。

■ Mt.Gox Creditors：<https://mtgox-creditors.com/>

**NISHIMURA  
& ASAHI**

当職らは、MTGOX の再生手続開始決定に向け尽力しておりますが、裁判所は未だに再生手続開始決定をしておりません。そこで、当職らは、再生手続開始決定の後押しをすべく、MTGOX の主要な債権者の皆様にご協力をお願いする次第です。

裁判所は、本件申立てと同日、調査命令を発令し、調査委員を選任しました。そして、調査委員は、民事再生法 25 条 2 号から 4 号までに掲げる事由の有無について調査を行い、2018 年 2 月 28 日に再生手続開始決定に関する調査報告書を裁判所に提出しました。同報告書では、再生手続開始決定の条件として、全債権者(とくに金銭債権たる破産債権を有する債権者各自)が破産手続において既に得ていると見込まれる利益を確保する措置を講ずる必要があると記載されています。

このような条件が付された理由は、金銭債権者が、破産手続ならば満額の配当を受けられるにもかかわらず、再生手続に移行してしまうと満額の弁済を受けることができなくなってしまい、金銭債権者の利益が損なわれる危険がある点を重視したものと考えられます。他方で、仮に利益を確保する措置を講じるとすると、満額の弁済を受けることができないビットコイン債権者から反発を受けることも考えられ、そのため裁判所は再生手続開始決定に躊躇しているのではと推測できます。

当職らとしては、このまま破産手続の進行が遅延し、かつ最終的に MTGOX の残余財産が株主に分配されてしまうことが最も避けるべき事態であると考えており、これを回避するためならば、多数の債権者が再生手続への移行を許容するものと考えております。そして、もし MTGOX の主要な債権者が再生手続への移行に反対していないと判明すれば、裁判所としても、再生手続開始決定をしやすくなるものと考えられます。

以上から、もし貴殿が再生手続移行のため金銭債権者に対する債権全額の弁済の措置を講じることを受け入れるのであれば、当職らにその旨ご連絡いただきたく存じます。よろしければ、本書に同封する意向表明書に署名押印のうえ、下記の Email アドレスまで PDF をご送付いただければ幸いです。皆様から集まった意向表明書をもとに、当職らは改めて裁判所に強く働きかけを行う予定です。

■ Email アドレス : [s\\_fukuoka@plus.jurists.co.jp](mailto:s_fukuoka@plus.jurists.co.jp)

引き続き、当職らは再生手続への移行に向け邁進する所存ですので、何卒変わらぬご厚情とご支援のほど宜しくお願い申し上げます。

謹 白

## 意向表明書

私は、株式会社 MTGOX の破産手続における破産債権者です。

私は、株式会社 MTGOX の破産手続が民事再生手続に移行するためならば、同破産手続の金銭債権者に満額の配当ないし弁済を確保する措置が講じられることについて同意します。したがって、貴庁におかれましては、速やかに再生手続開始決定を行い、破産手続から再生手続へ移行させるよう強く要望いたします。

なお、本意向表明は私の意向を表明したにとどまり、何らの法的効力を有するものではありません。当然ながら、株式会社 MTGOX の破産債権者としての権利を引き続き保持いたします。

2018年 月 日

署名 \_\_\_\_\_ (印)